

北区男女共同参画活動拠点施設「スペースゆう」

事業概要

(令和6年度事業概要及び令和5年度事業報告)



北区
パ・プ・lico ツツホ・ルマ-ク



北区
Kita-Allly 町 マ-ク

令和6年5月

北 区

目 次

事業概要

I 施設概要	1
II 組織及び運営体制	3
III 事業概要等	4
1 啓発事業	4
(1) ゆうレポートの発行	4
(2) 北区男女共同参画週間事業	5
(3) 北区さんかく大学	6
(4) 女性の活躍推進応援塾	7
(5) スペースゆう主催講座	9
(6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業	11
(7) 区民企画協働事業	12
(8) 出前講座	13
(9) 人権啓発事業	13
(10) スペースゆう読書会 Light Houseーライトハウスー	14
(11) にじいろ交流スペースKITA	14
(12) 性の多様性に関する理解促進のための啓発事業	15
(13) 共催事業	15
(14) その他の啓発事業	16
2 相談事業	17
過去5か年度の相談種類別 相談件数	17
(1) こころと生き方・DV相談	17
(2) DV専用ダイヤル（電話相談）	18
(3) 女性のための法律相談	19
(4) にじいろ電話相談	20
(5) にじいろ法律相談	21
(6) 女性のためのLINE相談To U（トゥユー）	22
3 施設運営	23
過去5か年度の施設別 利用件数及び人数	23
(1) 多目的室利用状況	23
(2) その他の施設の利用内訳	25
4 団体登録状況	26
5 情報コーナー（所蔵数・貸出状況）	26
○ 参考資料	
東京都北区男女共同参画条例	27
東京都北区スペースゆう条例	30

I 施設概要

- 1 名称 …… 東京都北区スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）
- 2 愛称 …… スペースゆう
*「スペース」は場所・宇宙という意味であり、開設当時、プラネタリウム付きのホールを併設していたことに起因する。
また、「ゆう」は主役はあなたといった「YOU」という意味のほか、友情を育てる「友」、人と人とを結ぶ「結」、遊び（憩い）の場である「遊」という思いをこめたものである。
- 3 所在地 …… 東京都北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
- 4 設置年月日… 昭和 46 年（1971 年）3 月 1 日婦人センターとして設置され、平成 4 年（1992 年）4 月 1 日女性センターに名称を変更、平成 16 年（2004 年）4 月 1 日北とぴあに移転し、男女共同参画センターに名称を変更、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）に名称を変更。
- 5 開館時間 …… 9:00～21:00（日曜日 9:00～17:00）
- 6 休館日 …… 月曜日、祝日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
- 7 施設概要（総面積：633.59㎡）

室名	面積 (㎡)	定員 (名)	概要
多目的室A	49	30	男女共同参画を推進するための学習会・講演会・研修会等に利用できる（有料）。 ※「多目的室AB」として1部屋での利用も可。
多目的室B	51	30	
情報コーナー	—	12	男女共同参画や多様性等に関する図書・雑誌・行政資料・DVD等を読覧したり借りたりすることができる。
交流サロン	—	26	少人数の打ち合わせや情報交換の場として利用できる。
活動コーナー	—	10	グループでの活動・打ち合わせ等に利用できる。
相談室 1	9.5	4	こころと生き方・DV相談・女性のための法律相談等の相談を受けることができる。
相談室 2	10	5	
ミーティングルーム	19	12	男女共同参画をめざすグループの会議等に利用できる。

8 施設の利用（有料施設）

多目的室 A・B

男女共同参画を推進する活動を行う際に利用することができる。

なお、登録団体は、施設使用料が5割減額となる。

9 団体登録の要件

- (1) 学習・相互交流等により男女共同参画社会をめざして活動する団体であること。
- (2) 構成員が5名以上で過半数が区内在住・在勤・在学の者で占められている団体であること。
- (3) 営利・政治・宗教を目的とせず、継続的・計画的に男女共同参画推進に関する事業を行っている団体であること。
- (4) 公益活動（ボランティア・福祉・地域・区主催事業参加等）を計画立案・報告ができる団体であること。

10 施設利用の申し込み

室名	受付開始日	受付時間	受付場所	申込方法
多目的室 A・B	利用日の2ヶ月前 の日が属する月の 初日	10:00～	スペース ゆう	①申し込みの順番を 決める番号を引く。 ②若い番号順に受付。 ③以降は随時受付。

11 施設使用料・付帯設備使用料

(1) 施設使用料

() 内は5割減額時

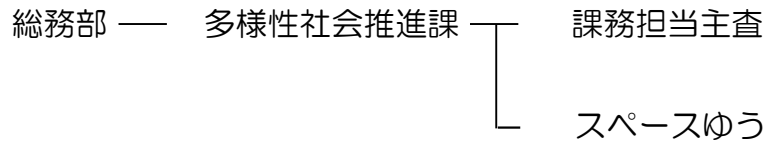
室名	定員 (名)	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00
多目的室A	30	720円 (360円)	1,120円 (560円)	1,440円 (720円)
多目的室B	30	720円 (360円)	1,120円 (560円)	1,440円 (720円)

(2) 付帯設備使用料 (5割減額の対象外)

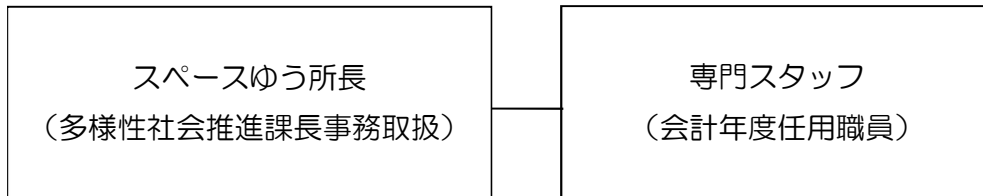
種類	単位	使用料
アップライトピアノ	1台	510円
ビデオ・音響セット	1台	200円
プロジェクター	1台	510円
譜面台	1台	50円
持込器具使用電源設備	1回	200円

Ⅱ 組織及び運営体制（令和6年4月1日現在）

1 組織



2 スペースゆう運営体制



Ⅲ 事業概要等

1 啓発事業

(1) ゆうレポートの発行

男女共同参画に関する情報提供や啓発のため、年3回、情報誌「ゆうレポート」を発行している。

<令和5年度実績>

No.	内 容	発 行 日
No.58	<ul style="list-style-type: none">●特集 性の多様性を尊重し合える社会をめざして ～知っておきたい SOGI と LGBTQ+の基礎知識～ 北区パートナーシップ宣誓制度の開始から 1 周年をむかえました●PICK UP ようこそ! 「スペースゆう」へ●INFORMATION 毎年 6 月 23 日～29 日は男女共同参画週間です スペースゆう 令和 5 年度 年間事業予定	6 月 9 日
No.59	<ul style="list-style-type: none">●特集 深刻化する DV コントロールされ、ストーキングされる怖さと法改正●CLOSE UP 令和 5 年度 男女共同参画週間講演会 出会いこそ、生きる力 ～心には、国籍も国境も性別も関係ない～ サヘル・ローズ氏●講座レポート 令和 5 年度 女性の活躍推進応援塾 エンパワーメントセミナー キッチンの窓をあけて、社会とつながる ～ “楽しい” から始めよう～ 枝元 なほみ氏●COLUMN 「専業主婦の方が子どもが多い」という国民的誤解 ～アンコンシャス・バイアスがまねく止まらぬ少子化～ 天野 馨南子氏	10 月 31 日
No.60	<ul style="list-style-type: none">●特集 北区さんかく大学 連続 5 回講座 学校教育とジェンダー ～学校の「男女平等神話」を問う～●CLOSE UP 令和 5 年度 北区男女共同参画に関する意識・意向調査を実施しました●講座レポート 令和 5 年度 DV 理解基礎講座 安心できる家族をつくるために ～「タフラブ」を知る～ 信田 さよ子氏●インタビュー 日常使いのオーガニックで、キッチンから食と環境を考えていきたい オーガニックステーション飛鳥山テラスオーナー 早瀬 可依子氏	3 月 8 日

(2) 男女共同参画週間事業

男女共同参画社会基本法の目的や理念への理解を深めるため、国が定める「男女共同参画週間（6月）」にあわせて講演会等を実施している。

<令和5年度実績>

講演会・映画会 日時 会場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
講演会 出会いこそ、生きる力 ～心には、国籍も国境も性別も関係ない～ 6月4日(日) 14:00～16:00 北とびあ6階ドームホール	サヘル・ローズ氏 俳優	いま、世界では女性や子ども、さまざまな人々が窮地に追いやられる状況が生まれている。 イランで生まれ、壮絶な経験をしてきたサヘル・ローズ氏の講演を通して、世界に目を向け、そこで暮らす人々に思いを馳せることにより、私たちにできることは何かについて考える機会となった。	99名 (120名) 区内在住の方
映画会 「ヒキタさん! ご懐妊ですよ」 6月11日(日) 14:00～16:00 北とびあ6階ドームホール	—	不妊治療や出産といったライフイベントに夫婦が協力し合いながら共に取り組み乗り越えていくことの大切さを考える機会となった。 <映画の概要> 子どもは作らず、夫婦2人だけで生きていこうと考えていた49歳の作家ヒキタクニオは、年下の妻サチの言葉をきっかけに妊活を始める。男性不妊に直面しながらも、ふたりは現実を受け止めながら、夫婦で力を合わせて全力で妊活に取り組んでいく。 (監督 細川徹/102分/日本語字幕なし/2019年/日本)	89名 (120名) 区内在住の方



(2) 男女共同参画週間



(3) 北区さんかく大学

(3) 北区さんかく大学

男女共同参画社会を実現する力を身に付けた地域で活躍する人材を育成するため、男女共同参画の背景となる社会状況や制度等を広い視点から学ぶ講座を実施している。

<令和5年度実績>

<北区さんかく大学> 学校教育とジェンダー～学校の「男女平等神話」を問う～			
時間：各日 14:00～16:00 会場：スペースゆう多目的室 AB コーディネーター：笹川 あゆみ氏（東京家政大学非常勤講師） 対象：原則、全回出席できる方			
講座・日時	講師	内 容	参加数 (定員)
第1回 男女平等教育をはばむ性別の壁 9月30日（土）	大竹 美登利氏 東京学芸大学 名誉教授	男女平等の理念で進められてきた昭和戦後以降の学校教育において、実現した改革や現在もまだ残る課題を確認した。家庭科が男女共修となり内容が一新された一方で、体育種目・制服などに男女別の扱いが残ること、進学先、高等教育機関就学率・専攻分野等の進路に男女差が依然としてあること、校長・副校長をはじめとする管理職に女性が少なく児童生徒が目にする教育現場の運営自体が男女平等とは言えないことを学んだ。	31名 (40名)
第2回 ジェンダー平等の現場から 見えてくるもの ～スウェーデンと 日本の学校から～ 10月7日（土）	佐藤 麻里子氏 長野県佐久穂町 大日向小学校教諭	1960年代から社会のジェンダー平等を模索してきたスウェーデンでは「男の子だから」「女の子だから」を強調しない学校教育が行われていることを学んだ。また、オランダで広がったイエナプラン教育は、生徒自らが「選ぶ」「決める」「計画を立てる」ことを重視し「誰もが自分らしく成長していく権利を持っている」という考え方に沿っているということを学んだ。さらに、ジェンダーを意識した履歴を振り返る「ジェンダータイムライン」の重要性を確認した。	26名 (40名)
第3回 包括的性教育によって 実現するジェンダー平等 10月14日（土）	田代 美江子氏 埼玉大学 教育学部教授	真のジェンダー平等を実現するためには、多様性を前提とし、相手の心と身体を大切に思いやり尊重し合う「性は人権」という認識を共有することができるような包括的性教育を行う必要があることを学んだ。「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」(ユネスコ編)では、5歳から性教育を始め、4つの年齢グループごとに科学的根拠に基づく性教育の内容が示されており、そうした包括的性教育が、初交年齢の遅延、リスクの高い行為の減少、コンドーム・避妊具の使用の増加等に結びついていることを確認した。	26名 (40名)
第4回 進路選択とジェンダー 10月21日（土）	河野 銀子氏 九州大学 男女共同参画推進室 教授	初中等教育では理数系教科の学力を含めて男女差はないにもかかわらず、わが国の高等教育就学率・選択する専攻分野・職業分野では性別による偏りが大きい。進路選択の男女差には、現実社会の姿だけではなく、初中等教育現場や教育内容が影響していることを学んだ。「男子と女子で得意な科目が違う」「重要な物事や方針を定めるのは男性」という思い込みが、教員の教え方にも反映していること、そうした偏見や思い込みをなくそうとする取り組みが始まっていることを確認した。	30名 (40名)
第5回 ジェンダー平等な社会をめざして ～ふりかえりと意見交換を中心に～ 10月28日（土）	笹川 あゆみ氏 東京家政大学 非常勤講師	第1回から4回までの講義内容を振り返り、ジェンダー平等社会実現に向けての学校教育の課題について、ポイントをまとめた。また、①「講座の感想、気づき」、②「ジェンダー平等な社会実現のため、学校教育にできること」という2つのテーマにそって少人数グループで意見交換し、理解を深めた。	19名 (40名)

(4) 女性の活躍推進応援塾

女性の更なる活躍を推進するため、女性の活躍推進応援塾として、キャリアアップや就労等に関するセミナーを実施している。

<令和5年度実績>

講座・日時・会場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
エンパワーメントセミナー キッチン窓をあけて、 社会とつながる ～“楽しい”から始めよう～ 5月28日(日) 14:00～16:00 スペースゆう多目的室 AB	枝元 なほみ氏 料理研究家/ 認定NPO法人ビ ッグイシュー基金 共同代表/ 株式会社チーム むかご代表	自分らしくのびやかに生きる講師から、自身の生き方、経験談、ホームレスの自立を支援する「夜のパン屋さん」における活動、生きづらさに対して問題意識を持つことの大切さや人の持つ力等の幅広い話を伺った。また、料理研究家の技も紹介していただきながら参加者の交流タイムを行った。	25名 (30名) 区内在住の方
キャリアアップセミナー 人生そのものがあなたのキャリア ～キャリアアップに自信は足りない。 言い訳をやめて望む生き方へ シフトしよう～ 11月18日(土) 10:00～12:00 スペースゆう多目的室 AB	三橋 亜希子氏 株式会社 ビリーブハート 代表取締役	企業の中で派遣社員・正社員・管理職を経験し、その後、個人事業主として開業した講師のキャリアや人生の中での経験談を伺った。個人ワークやペアワークを通して、参加者自身の大切にしてきた価値観について考え、これまでの人生経験すべてが自身の「キャリア」であることを学んだ。また、講師がこれまでのキャリアから得た内容を伺い、参加者自身がこれからの人生や働き方について考えた。	25名 (30名) キャリアアップ に関心はあるけ れど一歩踏み出 せない方
再就職準備セミナー 第1日目 【マインド編】 自分を知らう、 自己実現へはじめの一步 ～ハロートレーニング急がば学べ～ 10月25日(水) 10:00～12:00 スペースゆう多目的室 AB	吉越 久恵氏 東京労働局 ハローワーク王子 職業相談部門 訓練担当 就職支援ナビゲーター	過去にどんなに素晴らしいキャリアを積んできた女性でも再就職の壁は高く苦労が伴う。そこで、再就職活動における不安や課題を整理しながら、ワークで自己理解を深めた。仕事探しに役立つハロートレーニング(職業訓練)で職業選択の幅が広がることも視野に入れ、未来の可能性をイメージした。また、ハローワーク個別相談の予約を受け付けた。	20名 (30名) 主に結婚・出 産・育児・介護 などの理由で現 在は離職中かつ 再就職を希望す る女性
再就職準備セミナー 第2日目 【実践編】 今日から考えるライフプラン ～これだけはおさえておきたいお金の話～ 10月26日(木) 10:00～12:00 スペースゆう多目的室 AB	大場 美由紀氏 みらいみゆき コンサルタント 事務所代表	人生100年時代、働き始める前にこれからかかるお金について学び、ライフプランを意識しながら、どう再就職活動をしていくかを考えた。ワークシートを利用し、漠然と抱いていたお金に対する不安を現実的にとらえ直すきっかけとした。社会保険や年金等について学んだ。また、第1日目と同様に、ハローワーク個別相談の予約を受け付けた。	20名 (30名) 主に結婚・出 産・育児・介護 などの理由で現 在は離職中かつ 再就職を希望す る女性

令和5年度 女性の活躍推進応援塾 キャリアアップセミナー

キッチンの窓をあけて、 社会とつながる

“楽しい”から始めよう

生活つらさを感じることが多い時代、ホームレスの自立支援プロジェクト、産のパン屋さん、子育てしている地元もみさん、お話を聞かざり、楽しみながら社会とつながるにはどうしたらよいか、参加者同士の交流を通して一緒に考えます。

講師 枝元 なほみさん 料理研究家

2023 **5/28** (水)
午後2:00～4:00 (午後1:40開場)

会場 スペースゆゆう多目的室A/B 北とびあ5階
定員 30名 (抽選)
対象者 区内住民の方 **参加費** 無料
申込締切日 4月20日(木) 午前9時から

申込方法 申込書・申込料(1名1100円)
申込書ダウンロード [こちら](#)
申込料の振込先 [こちら](#)

住所 仙台市青葉区中央1-1-1 仙台市役所 5階505号室
TEL 03-3913-0161 FAX 03-3913-0081
Eメール danjo-c@city.kita.lg.jp

令和5年度 女性の活躍推進応援塾 キャリアアップセミナー

人生そのものが あなたのキャリア

キャリアアップに自信は足りない
言い訳をやめて
望む生き方へシフトしよう

11/18 (土)
午前10:00～正午
午前9時40分開場

会場 スペースゆゆう
多目的室A/B (北とびあ5階)

講師 三橋 亜希子氏
Akiho Mitsukoshi

管理職を目指す女性、パワハラキャリアを目指す女性、育児しながら、職場復帰する女性、結婚や出産、介護を前に、働き方を変える女性、人生がひとそれぞれであるように、キャリア形成もひとそれぞれ、ライフステージの変化に合わせて働き方も柔軟に変えてみませんか、これまでの経験すべてがあなたの武器、キャリアです。子育てや派遣社員、実業家を経験し、現在はライフコーチを行っている講師と、職業と夢の両立のヒントを授けていきます。

❑ 年収が上がらないのはなぜ？
❑ ワイポイントを含むこれまでのキャリアを見つめ、肯定的にとらえよう
❑ 今後のキャリアをどうやって未来につなげるか考えよう

対象 キャリアアップに関心はあるけれど、一歩踏み出せない方
定員 30名(申込順)
費用 1歳以上の児童が1名、実費あり。
研修費(研修費) 10月19日(水)まで、抽選結果は10月21日(金)にメールにてご連絡します。
【お申し込み】10月19日(水)まで、抽選結果は10月21日(金)にメールにてご連絡します。
申込方法 電子申請、電話、メールでお申し込みの受付を行いますので、お申し込みの受付期間内にお申し込みください。

申し込み・お問い合わせ先
スペースゆゆう(仙台市青葉区中央1-1-1)仙台市役所5階505号室
TEL 03-3913-0161 FAX 03-3913-0081
Eメール danjo-c@city.kita.lg.jp

令和5年度 女性の活躍推進応援塾

再就職準備セミナー

再就職準備セミナー

自己実現や自分らしく働くために必要な、自己理解とお金の知識。本セミナーでは、自分に合った“新しい働き方”を目指して、自分を知り、再就職するための心構えやお金について学びます。

1日目 10月25日(水)
午後10時～12時
開場 午前9時40分

2日目 10月26日(木)
午後10時～12時
開場 午前9時40分

自分を知ろう、自己実現へはじめてのステップ
～自分だけの強みを探そう～

今日から考えるライフプラン
～これだけお金を使っておきたいお金の使い方～

講師 吉雄 久恵 (Kikue Yoshino) 大場 美由紀 (Miyuki Ohno)

申込 9月20日(水) 午前9時から電子申請・電話、メールによる申し込みが可能です。
申込書ダウンロード [こちら](#)
申込料の振込先 [こちら](#)

住所 仙台市青葉区中央1-1-1 仙台市役所 5階505号室
TEL 03-3913-0161 FAX 03-3913-0081
Eメール danjo-c@city.kita.lg.jp

(4) 女性の活躍推進応援塾

(5) スペースゆう主催講座

第6次アゼリアプラン重点取組事項に関する講座や、男女共同参画の啓発に関する講座を実施している。

<令和5年度実績>

講座・日時・会場	講師	内 容	参加数 (定員) 対象
<p>DV理解基礎講座 安心できる家族をつくるために ～「タフラブ」を知る～</p> <p>11月25日(土) 14:00～16:00</p> <p>スペースゆう多目的室 AB (合同開催:子ども家庭支援センター)</p>	<p>信田 さよ子氏</p> <p>原宿カウンセリング センター顧問/公 認心理師・臨床心 理士/日本公認心理 師協会会長</p>	<p>DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者や パートナーなど親密な関係にある人からの暴力) は、第三者に対して閉ざされがちな家庭内で起 こりやすいとも言われている。そこで、安心できる 家族をつくるために、手放す愛「タフラブ」につ いて学んだ。また、自分と他者との境界線や言葉 づかいなどについても考えた。</p>	<p>43名</p> <p>(40名)</p> <p>区内在住の方</p>
<p>企業向け ワーク・ライフ・バランス講演会 ハラスメントを生む組織と人の特 性を知って拓く企業の未来! ～誰もが働きやすい職場とするた めの科学的処方箋～</p> <p>12月13日(水) 18:00～20:00</p> <p>スペースゆう多目的室 AB</p>	<p>津野 香奈美氏</p> <p>神奈川県立保健 福祉大学 大学院 ヘルスイノベーション 研究科准教授</p>	<p>パワハラをデータに基づき構造的に解明してき た講師から、①何がハラスメントにあたるのか (判定基準は何か)、②パワハラが発生するメカ ニズム(個人の特性によるものと組織構造により 発生するもの)、③ハラスメントが起きない組織 にするにはどうすればよいのかを学んだ。</p>	<p>31名</p> <p>(40名)</p> <p>中小企業経営 者、人事・労務 管理担当者、テ ーマに関心 のある方</p>
<p>労働者向け ワーク・ライフ・バランス講演会 男性の働き方改革講演会 公認心理師による ワークライフ&ファミリー バランス講座 ～男性の家事や子育て参加へ～</p> <p>1月27日(土) 10:00～12:00</p> <p>スペースゆう多目的室 AB</p>	<p>道場 勇太氏</p> <p>公認心理師</p>	<p>公認心理師である講師が日頃クライアントから 伺う悩みや自身の経験談を交えながら、参加者が 自身の働き方や生き方について考え、ワークライ フ&ファミリーバランスについて考える機会と なった。また、ファミリーバランスを考える上 でのパートナーとの関係性やコミュニケーション についても考える機会にもなった。</p>	<p>9名</p> <p>(30名)</p> <p>テーマに関心 のある方、ワーク ライフバランス とワークファミ リーバランスを 見直したい方</p>
<p>男女共同参画防災講座 どうする?外出中の災害 ～日常の習慣でこんなに変わる 安全対策～</p> <p>2月11日(日) 14:00～16:00</p> <p>スペースゆう多目的室 AB (合同開催:防災・危機管理課)</p>	<p>国崎 信江氏</p> <p>危機管理教育研究所 代表</p>	<p>いつどこで起こるかわからない地震や、近年発生 頻度が増加している風水害を中心に、日頃からの 備えを確認した。外出先で被災した際の避難行動 や起き得る事故をイメージし、もしもの事態に備 えて持っておきたいものについても確認した。防 災グッズを買って満足するのではなく、家の耐震 対策や日常にひそむ危機の回避までを包括的に 捉えて防災対策を講じておくことの必要性を学 んだ。</p>	<p>36名</p> <p>(30名)</p> <p>北区在住、 在勤、もしくは 在学の方</p>
<p>男性向け啓発講座 男性のためのアンガーマネジ メント講座 ～人間関係に役立つ、 怒りの感情コントロール術!～</p> <p>3月19日(火) 18:30～20:30</p> <p>スペースゆう多目的室 AB</p>	<p>江野本 由香氏</p> <p>日本アンガーマネジ メント協会認定アン ガーマネジメント コンサルタント</p>	<p>怒りの感情を爆発させ人間関係に悪影響を与 えて後悔しないように、カッとした時の対処方法 やイライラ、ムカムカした時にどうすればよい のかを学んだ。前半では、問題となる怒りの正 体を知り、後半では怒りを感じた時に、自分の 「衝動」「思考」「行動」をそれぞれどのよう にコントロールするかを確認した。</p>	<p>25名</p> <p>(20名)</p> <p>テーマに関心 のある男性</p>

令和5年度 DV理解基礎講座

安心できる家族をつくるために ～「タフラブ」を知る～

DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者サポートセンターの職員が主催する企画。1日、第三者に対して危害を加えたり脅迫したりする行為も含まれていますが、DVや虐待などに悩む人や家族のメンタルケアに関する最新情報から、手塚圭子（タフラブ）についてお話しいただきます。

タフラブ（TFLAP）とは、DV被害者やDV加害者のメンタルケア、生活支援、法的支援、経済的支援、社会的支援、子育て支援、家族支援、地域支援、などを行う民間団体です。

2023
11/25
午後2:00～4:00（午後11:49開場）

講師 個田 さよ子さん

【会場】スペースゆう 多目的室A B（北とびあ5階）
【定員】40名（申込順）
【申込】12月20日（水）午前9時から
【参加費】無料（会場費別途）
【申込】12月20日（水）午前9時から
【参加費】無料（会場費別途）

【お問い合わせ】
スペースゆう（公益財団法人多目的活動推進財団）
〒114-8582 東京都葛飾区北葛西4-1-11 11階 びあ5階
TEL: 03-3913-0161 FAX: 03-3913-0081
Eメール: danjo@city.kita.ty.jp
danjo-city.kita.ty.jp

令和5年度 北区ワーク・ライフ・バランス推進事業
企業向けワーク・ライフ・バランス講演会

ハラスメントを生む組織と 人の特性を知って拓く企業の未来！ ～誰もが働きやすい職場とするための科学的処方箋～

「上司がパワハラをしないでもっと部下を指導して業績を上げること」は、今やどの企業にも共通する課題です。パワハラをデータに基づき駆除してきた講師が、多様な職場ハラスメントの予防策を、具体例かつ事後にお話しします。

令和5年 **12/13**（水）
午後6:00～8:00（午後5:40開場）

講師 津野 透奈美氏
Tsuno Kanami

【会場】スペースゆう 多目的室A B（北とびあ5階）
【定員】40名（申込順）
【申込】12月10日（金）午後5時までに申込
【参加費】無料

【お問い合わせ】
スペースゆう（公益財団法人多目的活動推進財団）
〒114-8582 東京都葛飾区北葛西4-1-11 11階 びあ5階
TEL: 03-3913-0161 FAX: 03-3913-0081
Eメール: danjo@city.kita.ty.jp
danjo-city.kita.ty.jp

令和5年度 ワークライフバランス支援事業 男性の働き方改善講演会

公認心理師による ワークライフ& ファミリーバランス講座 ～男性の家事や子育て参加へ～

働きながら家事や子育てをこなす中で、「ワークライフバランス」の意識は高まっていますが、ワークライフバランスとワークファミリーバランスの両方を意識して、20代ママも、30代ママも、40代ママも、50代ママも、ワークライフバランスの意識を高め、家事や子育てをこなすためのヒントをお話しします。

令和6年 **1/27**（土）
午前10時から正午（午前9時40分開場）

講師 道場 勇太さん

【会場】スペースゆう 多目的室A B（北区男女共同参画活動推進施設）
【定員】30名（申込順）
【申込】12月20日（水）午前9時から
【参加費】無料（会場費別途）

【お問い合わせ】
スペースゆう（公益財団法人多目的活動推進財団）
〒114-8582 東京都葛飾区北葛西4-1-11 11階 びあ5階
TEL: 03-3913-0161 FAX: 03-3913-0081
Eメール: danjo@city.kita.ty.jp
danjo-city.kita.ty.jp

令和5年度 男女共同参画推進事業

どうする？ 外出中の災害

～日常の習慣でこんなに変わる安全対策～

災害時の外出は、1人で行くよりも、家族や知人と一緒に行く方が安全です。災害時の外出は、1人で行くよりも、家族や知人と一緒に行く方が安全です。

令和6年 **2月11日**（日）
14時～16時 会場 13時40分～

講師 国崎 信江さん

【会場】スペースゆう 多目的室A B（北区男女共同参画活動推進施設）
【定員】30名（申込順）
【申込】1月10日（金）午後5時までに申込
【参加費】無料

【お問い合わせ】
スペースゆう（公益財団法人多目的活動推進財団）
〒114-8582 東京都葛飾区北葛西4-1-11 11階 びあ5階
TEL: 03-3913-0161 FAX: 03-3913-0081
Eメール: danjo@city.kita.ty.jp
danjo-city.kita.ty.jp

令和5年度 スペースゆう 男性向け育児講座

男性のための アンガーマネジメント講座

人間関係に役立つ、怒りの感情コントロール術！

「つい口をきかなくて」「イライラがたまって」「怒った経験は誰にでもあるもの、怒りの感情が爆発すると、周囲の人との人間関係にも影響が出ます。この講座では、自身の怒りやストレスをコントロールし、怒りを上手に表現するスキルを学びます。

令和6年 **3/19**（火）
午後6時30分～8時30分（午後6時10分開場）

講師 江野本 由香さん

【会場】スペースゆう 多目的室A B 北とびあ5階
【定員】20名（申込順）
【申込】3月1日（金）午前9時から
【参加費】無料（会場費別途）

【お問い合わせ】
スペースゆう（公益財団法人多目的活動推進財団）
〒114-8582 東京都葛飾区北葛西4-1-11 11階 びあ5階
TEL: 03-3913-0161 FAX: 03-3913-0081
Eメール: danjo@city.kita.ty.jp
danjo-city.kita.ty.jp

(5) スペースゆう主催講座

(6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業

中学生・高校生が職業選択をする際の職域の拡大を図り、中学生・高校生に性別にとらわれることなく将来あらゆる分野の職業に夢と希望をもってチャレンジしてもらうため、学校に様々な分野で活躍している方を講師として派遣し、講師から職業選択の経緯・仕事のやりがい・苦心等に関する情報提供等を行っている。

<令和5年度実績>

開催校・日時	講師	職業	参加数 対象
堀船中学校 6月6日(火) 13:30~15:20	小田嶋 良氏	パイロット	68名 2学年
桐ヶ丘高等学校 6月16日(金) 10:30~11:30	久常 涼氏	消防士	91名 1・2・4学年
浮間中学校 6月30日(金) 14:25~15:15	新田 ユリ氏	指揮者	179名 1学年
私立武蔵野中学校 7月14日(金) 9:00~10:00	五十嵐 久枝氏	インテリアデザイナー	86名 1~3学年
桐ヶ丘中学校 10月13日(金) 13:30~15:10	鈴木 啓美氏	フェアトレード	141名 2学年
神谷中学校 11月17日(金) 14:30~15:30	篠原 奈緒子氏	照明設計	136名 1~3学年
十条富士見中学校 12月2日(土) 9:40~10:40	郡司 芽久氏	研究者	123名 1学年及び保護者21名
明桜中学校 12月9日(土) 10:00~10:45	郡司 芽久氏	研究者	211名 1学年
飛鳥高等学校 12月19日(火) 10:45~11:35	大塚 紀子氏	鷹匠	229名 2学年



消防士



フェアトレード

(6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン

(7) 区民企画協働事業

第6次アゼリアプラン重点取組事項に関する講座や男女共同参画の啓発につながるテーマの講座等を企画運営する区民等団体を募集し、協働で事業を実施している。

〈令和5年度実績〉

講座・日時・会場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
<p>100年時代をどう生きる？ ママのためのキャリア講座</p> <p>①キャリアの選択力を高める！ 自分らしいキャリアの選び方 ②はじめてのリスキング/ Webマーケティングを学ぼう</p> <p>①9月13日(水) ②9月27日(水) 各日10:00~12:00 スペースゆう多目的室AB</p>	<p>企画・運営： 一般社団法人デジタル ワークママ協会</p> <p>講師①②武尾 はるか氏 (一社) デジタルワーク ママ協会代表 講師①関 まりこ氏 HAPPINESSハピネス 代表</p>	<p>「子育ても仕事も」と母親の働き方が変化している現在、自分らしいキャリアの選び方とリスキングの心構えを学んだ。</p> <p>①は、自分らしいキャリアを考える出発点となるよう、自己分析を行うワークショップを行った。②は、「気になるけれどITやWebの仕事は未経験」の方向けの入門講座。Webの仕事を少し体験できるワークショップを行った。</p>	<p>①19名 (20名) キャリアを考えた い女性、テーマに 関心のある女性 ②20名 (20名) 新しいスキルを学 びたい女性、テー マに関心のある女 性</p>
<p>更年期について知り、備えて、 “幸年期”にしよう</p> <p>①35歳から始めるプレ更年期・ 更年期対策 ②更年期がもたらす社会問題・ 男性更年期について ③歳のせいにならない大人女子を めざそう(※体操あり)</p> <p>①11月26日(日) ②12月3日(日) ③12月10日(日) 各日10:00~12:00 ①②スペースゆう多目的室AB ③北とびあ9階第一和室せきれい</p>	<p>企画・運営： ママと子と地域をつなぐ ~ゆう紬</p> <p>講師①②赤田 久美子氏 ママと子と地域をつなぐ ~ゆう紬代表/助産師</p> <p>講師③後藤 友美氏 株式会社 SUSTAINABLEME 代表取締役/作業療法士</p>	<p>更年期を無視して過ごすのではなく、自分のカラダ・ココロと向き合い、40~50代をイキイキ過ごすことができるよう、更年期の基礎知識を学んだ。体操(エクササイズ)の回では、自分の現在の体力や筋力を知り、更年期に備えるために身体の整え方について医療従事者からポイントを教えてもらった。</p>	<p>①14名 (30名) 30~50代の女性</p> <p>②13名 (30名) 30~50代の男女</p> <p>③17名 (24名) 30~50代の女性</p>

令和5年度 スペースゆう区民企画協働事業

参加費 無料

100年時代をどう生きる？

ママのための
キャリア講座

第1回 9.13 (水)
自分らしいキャリアの選び方
Webマーケティングを学ぼう

第2回 9.27 (水)
はじめてのリスキング/
Webマーケティングを学ぼう

各回 午前10:00~11:30
会場: スペースゆう
定員: 各回20名(申込順)

講師: 武尾 はるか氏 (一社) デジタルワークママ協会代表
関 まりこ氏 HAPPINESSハピネス代表

令和5年度 スペースゆう区民企画協働事業

参加費 無料

更年期について知り、備えて、
“幸年期”にしよう

更年期は誰にでも訪れる人生のステージです。前向きに過ごすだけでなく、自分のカラダ・ココロと向き合い、40~50代をイキイキ過ごすことができるよう知識が必要です。そのためのきっかけづくりをしましょう。

第1回 11月26日(日) 10:00~12:00
35歳から始める
プレ更年期・更年期対策

第2回 12月3日(日) 10:00~12:00
更年期がもたらす社会問題・
男性更年期について

第3回 12月10日(日) 10:00~12:00
歳のせいにならない大人女子を
めざそう

講師: 赤田 久美子氏 (ママと子と地域をつなぐ~ゆう紬代表/助産師)
後藤 友美氏 (株式会社SUSTAINABLEME代表取締役/作業療法士)

(7) 区民企画協働事業

(8) 出前講座

多角的視点から男女共同参画を学ぶ機会を提供することにより区民の男女共同参画に関する理解をさらに深めるため、地域に直接出向いて講座を実施している。

<令和5年度実績>

講座	開催校・日時	講師	内容	参加数 対象
デートDV 講座	堀船中学校 2月28日(水) 13:30~14:20	NPO法人レジリエンス 西山 さつき氏 柴田 千春氏	中学生や高校生がデートDVについて、デートDVを未然に防ぐための対応方法について学んだ。	63名 3学年
	赤羽岩淵中学校 3月5日(火) 13:30~14:20			180名 3学年
	王子桜中学校 3月6日(水) 10:40~11:40			183名 3学年
	明桜中学校 3月6日(水) 13:30~14:15			179名 3学年
	田端中学校 3月8日(金) 9:00~10:30			87名 3学年
	浮間中学校 3月12日(火) 10:40~11:40			144名 3学年
	桐ヶ丘中学校 3月12日(火) 13:30~14:20			128名 3学年
	赤羽北桜高等学校 3月22日(金) 9:40~10:30			300名 1~2学年

(9) 人権啓発事業

国が定める「人権週間(12月)」にあわせ、講演会等を実施している。 ※令和5年度は10月に実施

<令和5年度実績>

講座・日時・会場	劇団	内容	参加数 (定員) 対象
拉致問題への認識を深め、拉致問題の悲劇を心から理解していただく一助とするための舞台劇 10月4日(水) 13:30~16:00 北とぴあ さくらホール	劇団 夜想会 脚本・演出 野伏 翔	当時中学一年生だった横田めぐみさんが新潟で拉致された当時から現在に至る拉致問題の経緯、めぐみさんや田口八重子さんたち拉致被害者の北朝鮮での生活等を描いた舞台劇を鑑賞し、拉致問題という重大な人権侵害についての理解を深めた。	約1,000名 (1,300名) 一般



(9) 人権啓発事業

(10) スペースゆう読書会 Light Houseーライトハウスー

フェミニズムやジェンダー、人権、性の多様性等についての学びを深める機会の提供と、継続的に学び合うことができる仲間との出会いや交流を支援するため、定期的に読書会を実施している。

<令和5年度実績>

スペースゆう読書会 Light Houseーライトハウスー			
時間：各日 14:00～16:00 会場：スペースゆう多目的室 AB 講師：笹川 あゆみ氏（東京家政大学非常勤講師） 対象：一般			
日 時	課 題 図 書	内 容	参 加 数 (定 員)
第1回 5月13日(土)	「かもめ・ワーニャ伯父さん」 チェーホフ/著 神西 清/訳 新潮文庫 1967年9月	講師が課題図書 of 解説を行った後、課題図書を通して考えたことや感じたことについて、参加者が意見交換を行った。	8名 (10名)
第2回 8月5日(土)	「草の花」 福永 武彦/著 新潮文庫 1956年3月		7名 (10名)
第3回 12月2日(土)	「わたしを離さないで」 カズオ・イシグロ/著 土屋 政雄/訳 ハヤカワ epi 文庫 2008年8月		7名 (10名)
第4回 3月2日(土)	「そして、バトンは渡された」 瀬尾 まいこ/著 文春文庫 2020年9月		8名 (10名)

(11) にじいろ交流スペース KITA

セクシュアルマイノリティ当事者に対し、安心して話せる仲間との出会いや居場所の提供と、困難を抱える当事者を適切な相談に繋げるため、セクシュアルマイノリティの方やそうかもしれない方を対象とした交流会を実施している。

<令和5年度実績>

にじいろ交流スペース KITA			
時間：各日 14:00～15:30 会場：非公開 対象：セクシュアルマイノリティの方やそうかもしれない方			
日 時	運 営	テ ー マ	参 加 数 (定 員)
第1回 4月16日(日)	レインボーノッツ 合同会社	新たな仲間との出会い	11名 (15名)
第2回 7月9日(日)		好きな映画や本について話そう	5名 (15名)
第3回 12月17日(日)		ライフプラン	10名 (15名)

(12) 性の多様性に関する理解促進のための啓発事業

性の多様性に関する区民への意識啓発を図るため、区民を対象とした性の多様性をテーマとした講座等を実施している。

<令和5年度実績>

日時・会場	運営	内容	参加数 (定員) 対象
9月10日(日) 14:00~15:30 多目的室 AB	レインボーノッツ 合同会社	映画「片袖の魚」上映会の後、監督：東海林毅氏、時枝穂氏をゲストに招いたアフタートークを実施した。	28名 (30名)

(13) 共催事業

男女共同参画社会を推進するため、登録団体や大学等と協働で事業を実施している。

<令和5年度実績>

事業名 日時 会場	主催団体	内容	参加数 対象
2023 ねっとわーくまつり 5月20日(土) 13:00~16:30 5月21日(日) 10:00~16:30 北とびあ5階 スペースゆう 北とびあ6階 ドームホール	北区男女共同参画推進 ネットワーク	「一人ひとりがそれぞれの能力を活かし合い、共に生きる社会をつくるために」をテーマに、区民への啓発普及と区民との交流を目的とした講演会、会員団体活動紹介・ステージ発表、映画上映会、展示・販売等を行った。 ①講演会 「性教育 いつから、どのように？」 講師：染矢 明日香氏 (NPO 法人ピルコン理事長) 対談相手：岩崎 真有美氏 ②会員団体活動紹介・発表会 ミュージックバル演奏、ソロライブ、 鍵盤ハーモニカ演奏など ③映画上映会 「こどもかいぎ」 ④展示・販売その他 北区男女共同参画推進ネットワーク 及び同団体会員の活動報告など	オープニング セレモニー 35名 ① 85名 ② 47名 ③146名 ④187名 一般



(12) Kita-Ally ロゴマーク



(13) 共催事業

(14) その他の啓発事業

●男女共同参画に関する啓発

- ・中央図書館での特設コーナー設置
5月26日(金)～6月21日(水)
男女共同参画に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した。

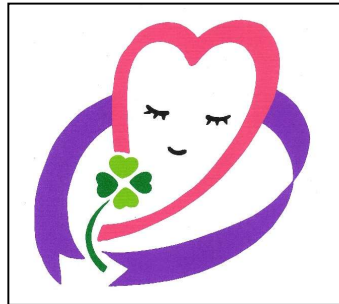
- ・平和祈念週間でのパネル展示
8月1日(火)～8月5日(土)
総務課が主催する「平和祈念週間事業」の一環で、男女共同参画に関するパネルを展示した。

●DVに関する啓発

- ・コミュニティバスのラッピング
11月中旬から約1か月間、区内を走るコミュニティバスの車体に北区パープルリボンシンボルマーク(女性への暴力の根絶運動で用いられる、支援や声明を表すアウェアネス・リボン)をラッピングした。
- ・中央図書館での特設コーナー設置
10月27日(金)～11月22日(水)
DV(デートDV含む)に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した。
- ・学園祭でのグッズ配布や展示
10月28日(土)・10月29日(日)
東京成徳短期大学の学園祭(桐友祭)に参加し、デートDV等についての啓発グッズの製作や配布、記念写真スポットの設置を行った。
- ・区内商業施設「イトーヨーカドー赤羽店」の協力による「パープル・ライトアップ」の実施
11月22日(水)～11月25日(土)



平和祈念週間事業でのパネル展示



北区パープルリボン
シンボルマーク



コミュニティバスのラッピング



学園祭でのグッズ配布や展示



パープル・ライトアップ

2 相談事業

<過去5か年度の相談種類別 相談件数>

種 類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) こころと生き方・DV相談	617	674	731	684	718
(2) DV専用ダイヤル（電話相談）	75	99	86	76	88
(3) 女性のための法律相談 ※1	65	67	70	58	82
(4) にじいろ電話相談 ※2	—	11	10	5	21
(5) にじいろ法律相談 ※3	—	—	—	6	1
(6) 女性のためのLINE相談To U ※3	—	—	—	232	226
合計	757	851	897	1,061	1136

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度は枠数を減らして実施

※2 令和2年度から開始

※3 令和4年度から開始

(1) こころと生き方・DV相談

女性相談（女性の専門員による相談）：面接相談 一回45分、電話相談 一回30分

毎週火曜日	10:00～16:45（6枠）
第1水曜日	15:00～19:45（5枠）
第2・4水曜日	13:00～17:45（5枠）
第3水曜日	10:00～14:45、17:00～19:45（7枠）
第1・3・5金曜日	10:00～15:45（5枠）
第1・3土曜日	10:00～11:45（2枠）
第2・4土曜日	10:00～15:45（5枠）
第1・3日曜日	10:00～15:45（5枠）

男性相談（男性の専門員による相談）：電話相談 一回30分（面接相談なし）

第1木曜日	16:00～19:30（5枠）
第3土曜日	13:00～16:30（5枠）

<令和5年度実績>

①利用状況（予約・受付等）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	58	57	67	52	61	62	63	60	62	51	63	62	718
うち男性	9	5	6	6	8	7	8	7	5	4	9	6	80
内	来所	38	38	49	38	43	41	39	41	47	39	46	510
	電話	20	19	18	14	18	21	24	19	15	12	17	208
訳	(夜間)	5	3	3	4	4	2	10	7	9	3	11	67
相談枠数	90	81	95	84	96	84	90	85	90	74	79	88	1,036
相談日数	17	15	18	16	18	16	17	16	17	14	15	17	196

②年齢別相談件数

職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代 有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10代 無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20代 有	2	1	1	1	2	-	1	-	-	-	-	-	8	9
20代 無	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
30代 有	9	11	7	9	10	11	11	13	8	11	13	9	122	145
30代 無	1	2	2	4	2	1	3	2	2	1	2	1	23	-
40代 有	5	7	7	7	10	9	9	10	10	7	10	9	100	151
40代 無	5	4	7	8	4	6	2	2	5	-	4	4	51	-
50代 有	10	10	14	8	12	14	14	13	18	14	14	19	160	283
50代 無	13	11	10	6	10	11	10	12	11	9	9	11	123	-
60代 有	4	4	10	5	5	2	3	3	4	4	5	6	55	76
60代 無	4	2	3	-	-	3	5	-	1	2	1	-	21	-
70代 有	-	-	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	5	39
70代 無	4	2	3	3	3	2	3	2	2	3	4	3	34	-
80代 有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11
80代 無	-	1	2	-	2	1	1	3	-	-	1	-	11	-
不明	1	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4	4
合計	58	57	67	52	61	62	63	60	62	51	63	62	718	718

③相談内容別件数（主訴件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
暴力	16	14	23	15	15	16	11	15	12	11	15	15	178
生き方	8	9	10	10	17	10	19	21	10	9	11	15	149
こころ	14	11	7	4	3	9	10	5	12	7	4	11	97
からだ	1	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	-	10
夫婦	12	10	13	12	9	11	9	9	8	7	12	8	120
子ども	5	10	10	7	6	6	7	6	7	5	6	5	80
家庭	1	1	2	1	7	4	3	2	8	8	6	2	45
仕事	1	2	2	2	3	5	3	1	4	3	5	5	36
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	3
合計	58	57	67	52	61	62	63	60	62	51	63	62	718

(2) DV専用ダイヤル（電話相談）

専門員による相談

火～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	10	4	9	5	10	13	6	8	4	9	2	8	88

悩みごとの相談を希望の方はこちら

こころ生き方・DV相談
☎ 03-3913-0163 (予約制)

専門的な相談を希望の方はこちら

女性のための法律相談
☎ 03-3913-0163 (予約制)

女性のためのLINE相談 ToU (トウ)

LINE相談 ToU (トウ)

女性のためのLINE相談 ToU (トウ)

DVとは

相談窓口

24時間DV専用ダイヤル ☎03-3913-0015

相談センター ☎03-3913-0163

相談センター ☎03-3908-1142

相談センター ☎03-5467-1721

相談センター ☎03-5261-3110

相談センター ☎03-3911-0110

相談センター ☎03-3903-0110

相談センター ☎03-3940-0110

相談センター ☎03-3597-7830

ひとりで悩まないで
相談無料・秘密厳守

北区DV専用ダイヤル
☎03-3913-0015
受付時間 火曜日～金曜日
9:00～12:00、13:00～17:00

(3) 女性のための法律相談

女性の弁護士による法律相談：一回30分

第1土曜日 9:30~11:45 (4枠)

第3木曜日 17:00~19:15 (4枠)

<令和5年度実績>

①利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	7	8	8	7	7	7	7	7	7	6	5	6	82
相談枠数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96
相談日数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

②年齢別相談件数

		職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20代	有	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	2	2
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30代	有	2	2	2	2	-	-	-	1	-	-	2	1	-	12	16
	無	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	4	
40代	有	1	1	1	-	2	3	4	-	2	1	1	3	19	22	
	無	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	3		
50代	有	2	1	3	2	1	2	1	2	3	2	2	1	22	26	
	無	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	1	-	4		
60代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	無	-	-	-	1	1	-	1	1	1	-	-	-	5		
70代	有	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	6	
	無	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	4		
80代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	無	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		
不明		-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	2	
合計			7	8	8	7	7	7	7	7	7	6	5	6	82	82

③相談内容別件数 (含重訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
離婚	4	5	4	4	1	6	6	5	3	5	2	4	49
財産分与	2	2	3	2	-	1	4	1	1	1	1	2	20
相続	2	1	2	2	3	-	1	-	1	1	-	2	15
養育費	-	1	2	1	1	2	1	-	-	2	1	3	14
夫婦別姓	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
結婚	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
子ども	1	-	2	-	2	-	1	2	1	2	1	2	14
人間関係	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	-	1	5
暴力	4	2	2	2	1	1	4	1	2	1	-	2	22
セクハラ	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
仕事	-	-	1	2	-	-	-	-	-	1	1	-	5
隣家トラブル	-	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	-	4
金銭トラブル	1	2	1	-	-	-	1	1	1	-	-	-	7
賃貸契約	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	2
その他	1	2	2	2	-	-	1	1	4	1	2	-	16
合計	15	15	19	17	13	11	19	12	15	15	8	17	176

(4) にじいろ電話相談

専門員による相談：一回20分程度

第1土曜日 14:00~17:00

<令和5年度実績>

①利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	-	2	1	3	3	2	2	4	1	1	1	21
相談日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

②年齢別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
10代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20代	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	3
30代	-	-	1	-	1	-	-	1	1	-	1	1	6
40代	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	3
50代	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2
60代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70代以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	1	-	1	1	1	1	2	-	-	-	-	-	7
合計	1	-	2	1	3	3	2	2	4	1	1	1	21

③相談内容別件数（主訴件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
心とからだ	-	-	1	-	2	1	-	1	1	1	1	1	9
仕事・経済	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
家族・親族関係	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
他との人間関係	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2
SOGI関係	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
社会資源 (医療)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会資源 (福祉)	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
社会資源 (教育)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会資源 (法律)	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
その他	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	4
合計	1	-	2	1	3	3	2	2	4	1	1	1	21

(5) にじいろ法律相談

専門の弁護士による相談：一回35分

第4日曜日 10:00~11:30 (2枠)

<令和5年度実績>

①利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
相談日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

②年齢別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
10代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50代	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
60代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70代以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1

③相談内容別件数 (主訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
誹謗中傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ハラスメント	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カミングアウト	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アウティング	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パートナー関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家族・子育て	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
法制度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設・設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
DV	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1

(6) 女性のためのLINE相談ToU（トゥユー）

専門員によるLINEでの相談：一回30分程度

毎週木曜日・土曜日 18:00～21:00

<令和5年度実績>

①利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	34	16	13	15	22	23	11	18	23	12	19	20	226
うち男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談日数	8	7	9	9	9	8	8	8	7	7	9	9	98

②年齢別相談件数

	職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
	無	-	-	-	-	1	3	-	-	2	-	-	1	7	
20代	有	5	2	2	2	1	3	1	3	1	1	-	1	22	26
	無	1	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	4	
30代	有	4	1	1	1	-	-	2	2	4	1	4	1	21	119
	無	12	4	4	4	11	10	6	10	10	8	11	8	98	
40代	有	1	4	1	1	1	2	2	2	3	-	3	5	25	30
	無	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	5	
50代	有	2	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	6	44
	無	5	4	4	6	6	2	-	1	3	2	1	4	38	
60代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
70代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
80代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不明		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		34	16	13	15	22	23	11	18	23	12	19	20	226	226

※職業無には不明も含む

③相談内容別件数（主訴件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
学校	-	-	-	-	1	3	-	-	2	-	-	-	6
友達	3	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	6
家族	6	2	1	3	4	4	4	3	1	1	2	4	35
仕事	3	3	3	1	1	1	2	1	5	-	5	3	28
お金	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
恋愛	5	-	3	-	2	-	-	-	2	1	2	3	18
妊娠	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2
メンタル	9	3	2	10	7	7	1	10	7	4	3	6	69
ネットトラブル	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
暴力	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	3
その他	8	5	4	-	4	6	1	3	4	4	3	2	44
回答なし・不明	-	1	-	-	2	1	1	1	1	2	3	1	13
合計	34	16	13	15	22	23	11	18	23	12	19	20	226

3 施設運営

<過去5か年度の施設別 利用件数及び人数>

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	多目的室	645	446	545	704	680
	ミーティング ルーム	216	69	110	145	158
	情報コーナー	74	121	62	65	61
	活動コーナー	231	308	352	285	152
合計		1,166	944	1,069	1,199	1,051
人数	多目的室	8,354	4,514	5,678	7,774	7,470
	ミーティング ルーム	1,221	308	506	714	740
	情報コーナー	88	130	70	74	79
	活動コーナー	92	316	352	507	514
合計		9,755	5,268	6,606	9,069	8,803

(1) 多目的室利用状況

<令和5年度実績>

①時間別利用状況

月	午前（9時～12時）		午後（1時～5時）		夜間（6時～9時）		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	28	244	31	382	5	64	64	690
5月	26	263	25	330	7	83	58	676
6月	31	244	27	296	7	75	65	615
7月	27	339	26	435	6	38	59	812
8月	21	195	22	287	4	36	47	518
9月	25	243	25	352	5	77	55	672
10月	29	251	23	314	12	140	64	705
11月	27	250	24	291	7	83	58	624
12月	23	186	24	255	8	110	55	551
1月	19	147	21	225	8	98	48	470
2月	22	166	23	285	9	118	54	569
3月	24	161	23	264	6	143	53	568
合計	302	2,689	294	3,716	84	1,065	680	7,470
月平均	25	224	25	310	7	89	57	623

②部屋別利用状況（件数）

月	多目的室A・B	多目的室A	多目的室B	合計
4月	18	21	25	64
5月	27	12	19	58
6月	20	18	27	65
7月	26	14	19	59
8月	17	15	15	47
9月	25	13	17	55
10月	34	12	18	64
11月	25	15	18	58
12月	23	15	17	55
1月	19	12	17	48
2月	21	18	15	54
3月	24	13	16	53
計	279	178	223	680

③曜日別利用状況

月	火曜		水曜		木曜		金曜		土曜		日曜		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	12	108	11	130	16	167	12	111	6	94	7	80	64	690
5月	10	86	8	71	12	103	9	90	10	149	9	177	58	676
6月	12	107	10	115	19	158	11	98	6	87	7	50	65	615
7月	7	51	10	193	15	186	11	169	10	151	6	62	59	812
8月	11	121	8	111	11	79	4	25	9	139	4	43	47	518
9月	7	76	10	170	13	132	11	75	8	143	6	76	55	672
10月	13	84	10	84	14	147	12	95	10	220	5	75	64	705
11月	13	113	9	111	12	85	10	62	8	172	6	81	58	624
12月	9	81	10	115	11	100	11	91	7	84	7	80	55	551
1月	9	84	8	79	9	99	11	88	6	72	5	48	48	470
2月	7	68	9	89	17	167	9	72	9	115	3	58	54	569
3月	6	118	10	100	13	112	11	103	7	81	6	54	53	568
合計	116	1,097	113	1,368	162	1,535	122	1,079	96	1,507	71	884	680	7,470

(2) その他の施設の利用内訳

<令和5年度実績>

月	情報コーナー		ミーティングルーム		活動コーナー		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	5	7	24	145	15	42	44	194
5月	5	6	15	76	18	64	38	146
6月	6	6	14	57	15	40	35	103
7月	8	8	11	44	13	42	32	94
8月	6	8	8	25	13	50	27	83
9月	5	5	12	67	14	41	31	113
10月	5	9	16	80	10	34	31	123
11月	5	5	10	44	16	56	31	105
12月	2	2	14	47	8	28	24	77
1月	7	13	14	56	14	47	35	116
2月	4	7	11	54	6	25	21	86
3月	3	3	9	45	10	45	22	93
合計	61	79	158	740	152	514	371	1,333
月平均	5	7	13	62	13	43	31	111

スペースゆうとは

スペースゆうは、男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策を推進するための拠点施設です。

スペースゆうの機能

- 講座**
 - 講座の企画・実施
 - 講座を通じて学び・出会い暮らしの見直し
- 相談**
 - ・こころと生き方・DV相談
 - ・女性のためのLINE相談 To U (トゥー)
 - ・女性のための法律相談
 - ・にじいろ電話・法律相談
- 情報**
 - ・資料、図書整備
 - ・情報提供サービス
- 交流**
 - ・各団体、区長とのネットワーク
 - ・団体グループの育成
- 自立支援**
 - 地域で自分らしく生きつづけるため、就業や社会活動への参画など、男女のエンパワーメントや自主的なグループ活動を支援

男女が共に
いきいきと暮らせる
地域社会をめざして

施設案内

開館時間 9:00-21:00 (日曜日9:00-17:00)
休館日 毎週月曜日、年末年始、祝日(月曜日が祝日の場合は、その翌日も休館)

- 多目的室A・B (有料)**
 - 男女共同参画を推進するための学習会・講演会等に利用できます。
- 情報コーナー**
 - 男女共同参画や多様性に関する図書・行状資料・DVD等を借ることができます。
- 交流サロン**
 - 少人数の打ち合わせや情報交換の場として利用できます。
- 活動コーナー**
 - グループ活動や打ち合わせなどに利用できます。
- 喫茶室**
 - 飲み物や軽食を販売しています。

多目的室

交流サロンと情報コーナー

施設利用料金

多目的室(A・B)のみ有料です。
男女共同参画を推進する活動を行う場合に利用することができます。

施設名	定員	9時~12時	13時~17時	18時~21時
多目的室A (49㎡)	30名	720円	1,120円	1,440円
多目的室B (51㎡)	30名	720円	1,120円	1,440円

(使用上の注意)
1. 多目的室A・Bは、一部屋としての利用も可能です。
2. 付帯設備については、別途料金がかかります。
3. ほかに利用者のご迷惑となるような活動をされている場合は、利用を制限させていただくことがあります。
4. 営利及び政治、宗教活動を目的とする場合は、利用できません。

施設利用申込方法

抽選会で利用申込みをしてください。

(抽選会)
場 所: 多目的室A・B
日 時: 利用日の2か月前の日の初日
午前10時~
※抽選会終了後は、随時受付をします(電話での予約はできません)

団体登録

団体登録をすると、多目的室A・Bを半額で利用できます。

登録の要件

活動目的	男女共同参画社会の実現を目指す目的であること。 ※営利及び政治、宗教活動を目的とする場合は、不可
構成員	5人以上でかつ過半数が北区在住、在勤もしくは在学していること
その他	公益活動の計画立案及び報告が出来ること。
必要書類	①団体登録申請書 ②会員規約 ③名簿

4 団体登録状況

＜過去5か年度の団体登録状況＞

	新規登録数	登録数
令和元年度	3件	55団体
令和2年度	5件	58団体
令和3年度	6件	60団体
令和4年度	3件	50団体
令和5年度	2件	52団体

※新規登録数・登録数は、いずれも各年度末日時点の状況

5 情報コーナー（所蔵数・貸出状況）

（1）所蔵数

図書	3,722冊
ビデオ・DVD	69本
合計	3,791点

※図書、ビデオ・DVDの所蔵数は、いずれも令和5年度末日時点の数

（2）貸出状況

＜令和5年度実績＞

図書・雑誌	278冊
ビデオ・DVD	47本
合計	325点 (延人数：211名)



○参考資料

東京都北区男女共同参画条例

(平成18年6月30日 条例第43号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組だけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組を積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。

北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活

を営むことができること。

六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。

七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

(性別による権利侵害の禁止)

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

(あらゆる情報の公表への配慮)

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

(区の責務)

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

(区民の責務)

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよ

う努めるものとする。

2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

(基本的施策)

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策

三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策

四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策

五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策

六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策

七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

(行動計画)

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。

4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(拠点施設)

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - 一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。
 - 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。
 - 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。
 - 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するものうちから区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第四章 苦情への対応

(苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることがで

きる。

- 一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。
 - 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
 - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項
 - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項
 - 四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

(男女共同参画苦情解決委員会の設置)

- 第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。
- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。
 - 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
 - 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
 - 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。
 - 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。
（東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

東京都北区スペースゆう条例

（平成 15 年 12 月 5 日条例第 39 号）

(設置)

第一条 女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会を実現するための諸施策の推進並びに区民の自主的な活動拠点として、東京都北区スペースゆう（以下「スペースゆう」という。）を東京都北区王子一丁目十一番一号に設置する。

(事業)

- 第二条 スペースゆうは、次に掲げる事業を行う。
- 一 男女共同参画推進のための各種の講座及び研修等の実施に関する事。
 - 二 男女共同参画をめざす区民（区内に在勤する者及び在学する者を含む。）相互の交流の機会及び場の提供に関する事。

三 女性総合相談事業に関する事。

四 男女共同参画推進に関する情報、記録、図書その他の資料の収集及び提供に関する事。

五 前各号のほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第三条 スペースゆうには、次の施設を設ける。

- 一 交流サロン
- 二 情報コーナー
- 三 活動コーナー
- 四 相談室
- 五 ミーティングルーム
- 六 多目的室
- 七 その他区長が必要と認める施設

(使用)

第四条 スペースゆうの施設で別表に定める施設及び東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める附帯設備を使用できる者は、男女共同参画を推進するために使用する者で、次に掲げるものとする。

- 一 東京都北区（以下「区」という。）と共催で事業を行うために使用するもの
- 二 区内の官公署その他これに準ずるもの
- 三 区内に住所を有する者又は区内に在勤し、若しくは在学する者を主な構成員とする団体
- 四 その他区長が認めたもの

(使用の承認及び不承認)

第五条 スペースゆうの施設で別表に定める施設及び規則で定める附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の使用承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号の一に該当するときは、前項の使用承認をしない。

- 一 秩序をみだすおそれがあると認められるとき。
- 二 営利を目的とする行為があると認められるとき。
- 三 管理上支障があると認められるとき。
- 四 前三号のほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第六条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める施設使用料及び規則で定める附帯設備使用料（以下「使用料」

と総称する。)を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第七条 区長は、規則で定めるところにより、使用料をその五割の範囲内で減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第八条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第九条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設の変更禁止)

第十条 使用者は、スペースゆうの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第十一条 区長は、次の各号の一に該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

一 使用の目的に反する行為をしたとき。

二 この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

三 工事その他の都合により、区長が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第十二条 使用者は、使用を終了したときは、施設を現状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害の賠償)

第十三条 スペースゆうに損害を与えた者は、区長が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、東京都北区北とびあ科学館条例を廃止する条例(平成十五年十二月東京都北区条例第四十号)の規定による廃止前の東京都北区北とびあ科学館条例の規定によりなされたプラネタリウムホール及び当該プラネタリウムホールの使用に伴い使用する附帯設備の使用の申請は、この条例の規定によるプラネタリウムホール及び附帯設備の使用の申請とみなす。

(準備行為)

3 施設等の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則 (平成二六年一〇月三日条例第二九号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則 (平成二七年七月三日条例第五一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区男女共同参画センター条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に承認する使用に係る使用料について適用し、施行日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則 (平成二八年一二月五日条例第七九号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表 (第四条—第六条関係)

区分	午前 (午前九時～午後 零時)	午後 (午後一 時～午後 五時)	夜間 (午後六 時～午後 九時)
施設名			
多目的室 A・B	1,440円	2,240円	2,880円
多目的室A	720円	1,120円	1,440円
多目的室B	720円	1,120円	1,440円

北区男女共同参画活動拠点施設「スペースゆう」
事業概要（令和6年度事業概要及び令和5年度事業報告）

★発行 令和6年5月
北区総務部多様性社会推進課
北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
03-3913-0161（ダイヤルイン）

刊行物登録番号
6-1-024